

授業コード	JP12640010	開講年度・学期	2019年度後期
科目授業名	民事訴訟法総合演習		
英語科目授業名	Civil Procedure Seminar		
科目ナンバー	JAEPR8813	必修・選択	必修
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名 (代表含む)	高田 昌宏		
科目の主題	民事訴訟法が定める「判決手続」のうち、第一審手続における手続法上の一般的問題と、多数当事者訴訟・複数請求訴訟などの複雑訴訟ならびに上訴・特別訴訟手続における手続法上の諸問題を取り上げる。実際の裁判例の事件を範として作成された具体的事例（設例）と、その事例に関連する様々な設問を検討することを通じて、民事訴訟法の規律がどのような場面でどのように機能するか、またその規律がどのように理解され、適用されるべきかを考える。		
授業の到達目標	本演習は、民事訴訟法の判決手続について一通り基本的理解のある受講者が、判決手続に関する自分の基本的知識を確認しながら、さらにその理解を深め、その知識を具体的な事案へ応用する能力を身につけることを目標とする。そのため、本演習では、実際の裁判例の事件を参考に作成された事例問題（後掲基本教材の設例および設問）が取り上げられ、受講生は、その事例問題に関連する判例および文献を参考にしながら自分で問題の解決を試みる事が要求される。		
授業内容・ 授業計画①	<p>第1回 当事者能力と当事者適格 当事者能力の有無が問題となる民法上の組合や入会団体をめぐる訴訟を例にして、当事者能力、当事者適格（任意的訴訟担当）、訴訟上の代理等の問題を検討する。また、環境紛争などの集団的紛争における当事者適格の問題も取り上げる予定である。後掲基本教材：UNIT. 4（集団訴訟）</p> <p>第2回 訴えの利益・訴訟要件の審査 訴訟要件の1つである「訴えの利益」の判断基準および取扱いを考察する。とくに訴えの利益については、確認の訴えにおける訴えの利益（確認の利益）に関する具体例を取り上げるほか、訴えの利益を中心として、訴訟要件の審理・判断のあり方を検討する。後掲基本教材：UNIT. 5（訴えの利益）</p> <p>第3回 相殺の抗弁-訴訟上の形成権行使、二重起訴の禁止、既判力 訴訟上の相殺とそれに関連する訴訟上の諸問題を検討する。たとえば、相殺の抗弁と二重起訴の禁止規定（民訴法142条）との関係や、相殺の抗弁と確定判決の既判力（民訴法114条2項）に関する問題を検討する。後掲基本教材：UNIT. 1（重複訴訟の禁止と相殺の抗弁）</p> <p>第4回 処分権主義①-立退料判決、債務不存在確認訴訟 民事訴訟の中心原則である処分権主義の一内容としての「申立事項と判決事項の一致」の原則（民訴法246条）の意義とその適用を、立退料判決や債務不存在確認訴訟を例にして考察する。後掲基本教材：UNIT. 7（処分権主義）</p> <p>第5回 処分権主義②-一部請求 実体法上権利の一部行使の自由が権利者に認められるように、債権者が債権の一部を請求した場合、手続上どのような問題が生じるか。このいわゆる一部請求の問題を通じて、処分権主義のみならず、訴訟物、既判力、信義則等にも考察の幅を広げるとともに、それらの相互の関係を検討する。後掲基本教材：UNIT. 16（一部請求）</p> <p>第6回 弁論主義（裁判上の自白を含む） 弁論主義の基礎理論（たとえば、主要事実と間接事実の区別とその適否など）を確認したうえで、裁判所の事案解明（釈明権・釈明義務）について考察する。また、裁判上の自白につき、その成立要件、自白の撤回要件、自白の対象（間接事実の自白、補助事実の自白）、権利自白の可否などの重要な論点を取り上げる。後掲基本教材：UNIT. 9（弁論主義・自白）</p> <p>第7回 証明責任、証明軽減 訴訟の背骨とも称される証明責任の意義・役割、およびその分配ルールについて確認したうえで、証拠偏在の事案での証明責任を負わない当事者の主張・立証負担の問題を取り上げる。また、それに関連して、証明負担の軽減の諸方策、証明の前提となる証拠収集の手段（文書提出命令など）についても考察する。後掲基本教材：UNIT. 13（立証活動）</p> <p>第8回 既判力の作用-既判力の時的限界 判決効の中心をなす既判力がどのように作用するかを、訴訟の基準時後の形成権行使のケースを例に考察する。あわせて、既判力の客観的範囲、民事執行法上の請求異議の訴え、訴訟上の形成権行使の法的性質なども取り上げる予定である。後掲基本教材：UNIT. 18（既判力の時的限界）</p> <p>第9回 既判力の主観的範囲 既判力の主観的範囲において問題となる口頭弁論終了後の承継人や請求の目的物の所持者などを具体的な事例を通じて考察する。また、執行力の主観的範囲や反射的効力についても検討する。後掲基本教材：UNIT. 19（判決効の主観的範囲）</p>		

<p>授業内容・ 授業計画②</p>	<p>第10回 必要的共同訴訟 相続関係訴訟を例にして、必要的共同訴訟の規律を検討する。とりわけ、固有必要的共同訴訟の成否をめぐる問題を考察する。後掲基本教材：UNIT. 30（相続関係訴訟）</p> <p>第11回 同時審判の申出のある共同訴訟、補助参加 具体例により、同時審判申出共同訴訟の制度、訴えの主観的予備的併合の可否などを考察するとともに、補助参加制度について、参加の要件をなす「補助参加の利益」、補助参加人の訴訟上の地位、参加の効果としての「参加的効力」とそれが及ぶ範囲、訴訟告知とその効果などの諸点をも検討する。後掲基本教材：UNIT. 22（補助参加と同時審判申出訴訟）</p> <p>第12回 独立当事者参加 最も理解の難しい独立当事者参加について理解が深まるよう、具体例を検討する。独立当事者参加の要件、独立当事者参加訴訟の審判、二当事者訴訟への還元を主に取り上げる。後掲基本教材：UNIT. 23（独立当事者参加）</p> <p>第13回 訴訟承継 訴訟係属中の係争物の譲渡の場合に対応すべく用意されている参加承継・引受承継の制度を取り上げ、その制度における承継の手続、承継の効果などについて検討する。後掲基本教材：UNIT. 24（訴訟承継）</p> <p>第14回 請求の変更・併合、反訴、控訴 複数請求訴訟が成立する場合として、請求の客観的併合、訴えの変更、および反訴を取り上げ、それらの手続上の諸問題を考察する。また、これとあわせて、上訴の利益や不利益変更禁止の原則などの上訴もめぐる基本問題を検討する。後掲基本教材：UNIT. 21（複数請求訴訟と控訴）</p> <p>第15回 期末試験</p>
<p>事前・事後学習の内容</p>	<p>受講者は、基本教材（後掲）の事例問題を、自分の基本書、ならびに教材に収録されている判例・文献資料を活用して検討し、自分でそれに対する解答を作成して、授業に臨む必要がある。また、授業後は、授業で取り上げた事柄の確認と、授業で十分に取上げることができなかった箇所の補充ができるよう、補習資料を配布する予定であるので、それも活用しながら、しっかり復習をすることが必要である。</p>
<p>評価方法</p>	<p>絶対評価 試験結果（筆記試験）と平常点（演習授業での質問と議論への参加状況）により評価する（比率：試験成績80%、平常点20%）。</p>
<p>受講生へのコメント</p>	<p>特になし</p>
<p>教材</p>	<p>三木浩一＝山本和彦編『ロースクール民事訴訟法〔第5版〕』（有斐閣・2019年発刊予定）を基本教材として使用する。必要に応じて、事例問題、参考判例、論点、参考文献等を示した資料を配布する。参考書として、三木浩一＝笠井正俊＝垣内秀介＝菱田雄郷『民事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣・2018年）、中野貞一郎＝松浦馨＝鈴木正裕編『新民事訴訟法講義〔第3版〕』（有斐閣・2018年）、伊藤眞『民事訴訟法〔第6版〕』（有斐閣・2018年）、松本博之＝上野泰男『民事訴訟法〔第8版〕』（弘文堂・2015年）、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）〔第2版補訂版〕』（有斐閣・2013年）、同『重点講義民事訴訟法（下）〔第2版補訂版〕』（有斐閣・2014年）、高橋宏志＝高田裕成＝畑瑞穂編『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』（有斐閣・2015年）を挙げておく。そのほかに参照すべき文献については、後期授業ガイダンスまたは第1回目の授業で指示する。</p>